

第15章 その他

1 不正受給について

(1) 不正受給について

本来、雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付）や、基本手当等、失業等給付の支給を受けることができないにもかかわらず、不正な手段により支給を受けたり、または支給を受けようとした場合は、不正受給処分を受けることとなります。（現実に給付を受けたか否かは問いません。）

(2) 不正受給の処分について

- ① 不正のあった日から、雇用継続給付、基本手当等の支給を受ける権利がなくなります（支給停止）。
 - ② 不正な行為により支給を受けた金額は、全額返還しなければなりません（返還命令）。
 - ③ さらに悪質な場合には、不正な行為により支給を受けた金額の最高2倍の金額の納付が命ぜられます（納付命令）。
- ③の場合には、②と併せて不正受給した金額の3倍の金額を納めなければなりません。なお、これらの支払いを怠った場合は、財産の差し押えが行われる場合があります。また、詐欺罪などにより処罰される場合があります。

(3) 事業主との連帯責任について

事業主が虚偽の申請書等を提出した場合は、事業主も連帯して返還命令又は納付命令処分を受けることがあります。

また、この他にも、同一事業所にて一定期間に複数回連続して就職、離職、失業等給付の基本手当の受給を繰り返している者（「循環的離職者」という。）を再び雇用した場合は、雇用保険の受給資格決定前から再雇用予約があったものとして受給資格者本人のみならず、事業主も共謀して不正受給したとして連帯して返還命令処分を受ける場合があります。

詳しくは管轄の公共職業安定所窓口にてお問い合わせください。

(4) 安定所による調査

不正受給の疑いがある場合には、安定所による調査が行われます。

不正受給とならないためにも、申請書等の記載内容等について少しでもわからないことがある場合は、安定所にお問合せください。

(5) 不正受給の防止

事業主が離職証明書に虚偽の記載を行う等、偽りその他不正の行為をした場合には、不正に受給した者と連帯して不正受給金の返還、納付命令（返還金の最高2倍）を課される

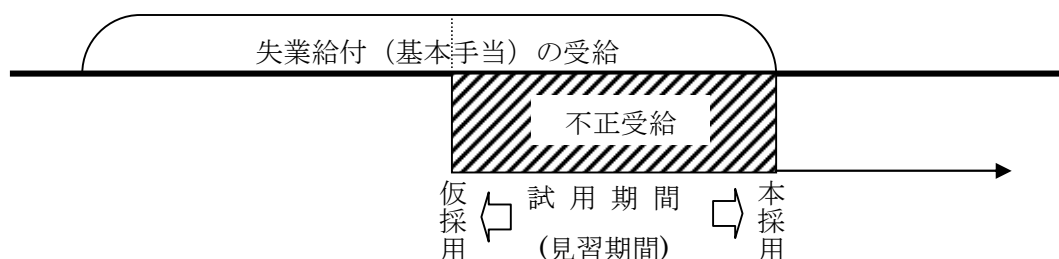
ほか、詐欺罪として刑罰に処せられる場合がありますので、ご注意ください。

なお、失業等給付を受けていた方を採用された場合は、その方の採用された時期の点検等のため関係書類をお借りする場合や、循環的離職者を雇用する（していた）事業主の方へ再雇用予約の有無等について公共職業安定所担当職員が確認のご連絡をする場合もありますので、ご協力をお願いします。

また、公共職業安定所には、雇用保険給付調査官を配置し、不正受給者の摘発ならびに実地調査を行なっていますので、訪問の際にはご協力をお願いします。

◎「雇入年月日」は不正受給防止のポイントです。

労働者を採用した場合、雇入年月日の理解が不正確なために不正受給につながるものがよくあります。**試用期間や見習期間も雇入れのうち**ですから、この期間について失業等給付（基本手当）を受給すると不正受給になります。



◎ 内職・アルバイト・手伝いも……………申告が必要です。

失業等給付（基本手当）を受給している人が、内職、アルバイト、手伝い等をした場合は、安定所へ申告をしなければなりません。もちろん、失業者が内職などをする事自体は正当なことです。必要な申告を怠ると不正受給になります。

◎ 就職に関する証明書、離職証明書などは正確に

雇入年月日をはじめ、賃金や労働日数、働いていた期間等について、事実と相違する書類を使って不正受給をする悪質な事例もあります。事業主の皆さんが行う証明は、正確に、偽りの記入を求められても絶対に受け入れないようにしてください。

◎ “つい、うっかりと……” が事業主の連帯責任をまねきます。

不正受給に関して、事業主の皆さんの証明が誤っていたり、承知しながら見逃していた場合、連帯責任を問われることがあります。“つい、うっかりと”ということがないように注意してください。

2 審査請求について

安定所長の行った被保険者資格の取得喪失の確認、失業等給付（高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付）に関する処分（受給資格の否認、不支給の決定など）、不正受給に関する処分に誤りがあると思われる等不服のある方は、その処分のあったことを知った日の翌日から3箇月以内に、雇用保険審査官に審査を申し出ることができます。（これを審査請求といいます。）

この審査請求は、安定所を通じ、あるいは、雇用保険審査官に請求してください。

3 雇用保険二事業について

【雇用安定事業】

雇用保険の被保険者に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の拡大、その他雇用の安定を図るための制度で、事業主の皆様への助成金としては、高年齢者や障害者など就職が特に困難な者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に支給される《特定就職困難者雇用開発助成金》、企業規模縮小等により離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者に委託した場合にその費用の一部が支給される《再就職支援奨励金》などがあります。

事業主の皆様への給付金については、厚生労働省HP内に掲載されていますので、ぜひご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/index.html)

【能力開発事業】

雇用保険の被保険者に関し、職業生活の全期間を通じて、その者の能力を開発・向上させることを促進するための制度で、事業主の皆様への給付金としては、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された職業訓練を実施した場合等に支給される《キャリア形成促進助成金》などがあります。



4 電子申請について

電子申請による申請・届出等のお知らせ

電子政府の総合窓口「e-Gov」（電子申請行政情報の総合的な検索・案内サービスサイト）の e-Gov 電子申請システムから、厚生労働省のほとんどの手続きについて申請・届出が可能ですので、ご自宅やオフィスのパソコンからいつでもご利用いただけます。

1 電子申請とは・・・・・・・・

電子申請とは、従来、公共職業安定所（ハローワーク）の窓口で受け付けていた申請・届出等の手続きを、お手持ちのパソコンからインターネットを利用して電子的に行うものです。

2 電子申請のメリットは・・・・・・・・

- (1) ご自宅、企業の事業所等から 24 時間 365 日手続きを行うことができる。
- (2) インターネットを経由しての申請・届出のため、安定所の窓口へ行くための移動時間、待ち時間を節減できる。
- (3) チェック機能があるため、事前に記入誤り等を防止できる。

3 電子申請の手順は・・・・・・・・

「e-Gov 電子申請用プログラム」のインストールが必要ですので、詳しくは、「e-Gov」のホームページ (<http://www.e-gov.go.jp/>) をご参照ください。

4 注意事項は・・・・・・・・

- (1) 電子申請をご利用になる方は、電子証明書を取得する必要があります。この取得には別途費用が必要となります。
- (2) 従来の紙面による届出についても、今までどおり行えます。
- (3) 電子申請で届出を行う場合でも、原則として添付書類は必要となりますので、スキャナ取り込み等により添付ファイルとして届出書とともに送信するか、別途郵送していただく必要があります。

5 電子申請に関するお問い合わせ先は・・・・・・・・

電子政府利用支援センター

電話番号 050-3786-2225 050 ビジネスダイヤル ※全国一律通話料金
017-771-9008 (IP 電話等をご利用の場合) ※通常通話料金

受付時間 4～7月 平日：午前9時～午後7時

土日及び祝日：午前9時～午後5時

8～3月 平日・土日祝日 午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.e-gov.go.jp/contact/index.html>